

柏原市 高齢者いきいき元気計画

第3期柏原市介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画

序 論



わが国の高齢化率は平成16年現在19.5%となっており、超高齢社会の到来を迎えようとしています。柏原市の高齢化率は平成17年8月末現在では17.0%となっており、全国平均から比較すると低いものの、全国と同様に高齢化は急速に進行すると予想されます。

平成27年(2015年)には、団塊の世代(昭和22年～24年生まれの方)が、前期高齢者(65歳～74歳)となり、平成37年(2025年)には、後期高齢者(75歳以上)となります。介護保険制度は介護が必要な高齢者だけの制度ではなく、高齢者が個人として尊重され、自分の生き方を自分で決め、一人ひとりが生きがいを持って住み慣れた地域で豊かな人生を送ることが

できる環境を整えていくことが求められており、そのために健康づくりや学習、社会参加などを通して介護が必要な状態となることへの予防の視点を踏まえた諸施策が重要とされています。

高齢者が増え高齢者の生活様式、価値観が多様化する中で、高齢者が自主的に生活機能の維持向上に資する活動に参加し、介護予防に向けた取組みを実施する地域社会の構築を目指すとともに、社会的な連帯によって高齢者の介護を支え、要介護状態となっても安心した生活をおくることができるように、「**柏原市高齢者いきいき元気計画**」を策定することとします。

計 画 の 理 念



高齢者の人権を尊重

高齢者とともにいきいきした社会の実現

住み慣れた地域や家庭での安心な暮らし

計画の期間



平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成20年度(2008年度)を目標年度とする3か年を計画期間とします。また、本計画は3年ごとに見直すこととされているため、平成20年度に見直しを行います。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期柏原市介護保険事業計画及び 高齢者保健福祉計画								
		計画策定	柏原市高齢者 いきいき元気計画 第3期柏原市介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画					
					計画策定	第4期柏原市介護保険事業計画 及び 高齢者保健福祉計画		

日常生活圏域の設定



日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために定める区域です。

本市では以下のように日常生活圏域を定めます。

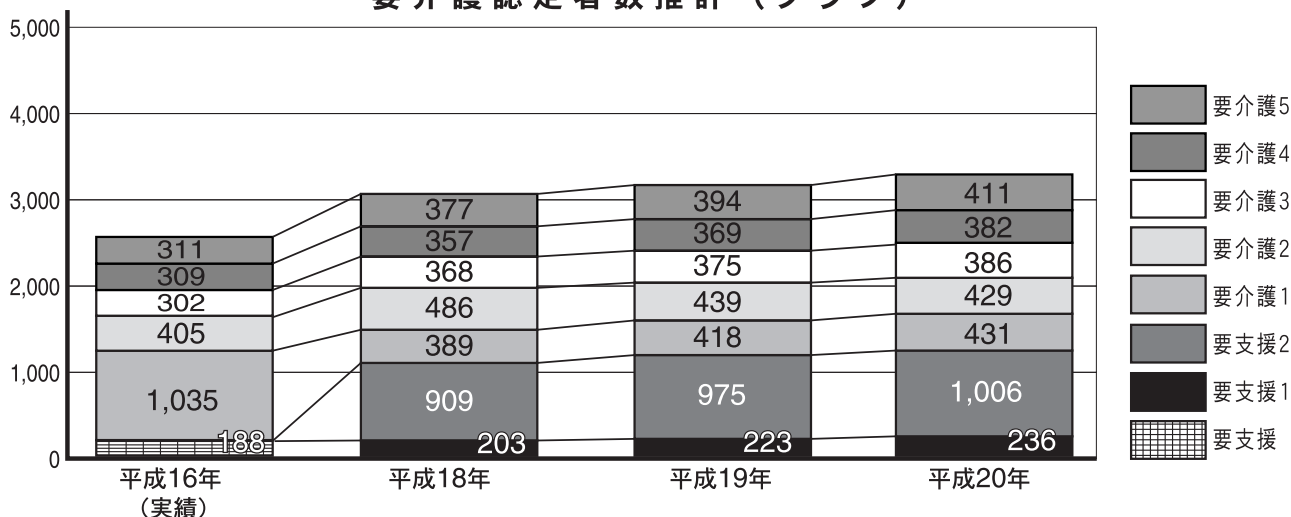
圏域	地区
柏原・堅下・堅上圏域	柏原地区(柏原中学校区)、堅下北地区(堅下北中学校区)、堅下南地区(堅下南中学校区)、堅上地区(堅上中学校区)
国分圏域	国分東地区(主に国分中学校区、近鉄大阪線以東)、国分西地区(主に玉手中学校区、近鉄大阪線以西)

要介護認定者数の推計



単位：人

要介護認定者数推計（グラフ）



施策の方向



重度者及び認知症高齢者への支援の充実

中重度者や認知症高齢者にも地域や家庭での生活を支援し、地域密着型サービスなどを整えながら総合的、包括的ケアを目指します。

予防重視型システムの構築と定着

予防重視型システムの構築は、今回の介護保険改正の大きな視点の一つで、介護予防が効果をあげるためには、対象者の選定から実施、評価に至るまで連続性、継続性をもった取り組みが必要となります。保健、医療、福祉の連携、本市における担当部局課の情報共有など、横断的な施策を展開します。

地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を支えるため、日常生活の行動範囲(日常生活圏域)を視野に入れ、「要介護」「要支援」の人が地域に密着したきめ細やかなサービス提供が行われることを目的に、平成18年4月より「地域密着型サービス」が制度化されます。

地域密着型サービスは市町村が指定、指導等を行い、サービスは原則として市町村内の被保険者のみ利用できます。

介護予防サービス



要支援1及び要支援2の要介護認定者に提供されるサービスで、利用者の状態を踏まえつつ、自立支援の観点に立った

効果的・効率的なサービス提供体制を構築し、目標志向型のサービスの提供を目指します。

地域支援事業



要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、地域支援事業を行います。

介護予防事業

主に要介護、要支援の状態になる前の被保険者で、自立した生活が送れている人を対象に、スクリーニングを行い必要な人に運動器の機能向上や栄養改善などの介護予防サービスを提供します。

その他の事業

介護用品支給事業、徘徊高齢者家族支援事業、家族介護慰労金事業、家族介護教室、認知症サポート事業、高齢者総合見守り安全事業、福祉用具・住宅改修支援事業、膝痛肩痛解消教室、元気講座、足底健康教室(フットケア)、肩こり予防健康体操、地域介護予防支援事業

包括支援事業

平成18年度から創設される柏原市高齢者いきいき元気センター(地域包括支援センター)において、介護予防サービスのマネジメント(介護予防マネジメント)や高齢者の総合相談、生活支援サービスとの調整などの支援事業、ケアマネジャーへの支援事業、高齢者の虐待防止等の権利擁護に関する事業などを行います。

柏原市高齢者いきいき元気センター (地域包括支援センター)



高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することを可能とするためには、地域包括ケアの考え方が重要であり、本市では、地域包括ケアの中核機関として柏原市高齢者いきいき元気センター(地域包括支援センター)を設置します。

総合相談支援

社会福祉士を中心として、高齢者やその家族がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

権利擁護

高齢者の権利擁護の観点からの、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の活用促進、虐待や権利侵害、消費者被害の防止に関わる相談・対応を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の、生活を総合的に支えるために包括的ケアマネジメントの体制づくりを主任ケアマネジャーが中心となって行います。

介護予防マネジメント

保健師等を中心に、特定高齢者の介護予防ケアマネジメント及び予防給付ケアマネジメントを行います。

柏原市高齢者いきいき元気センター(地域包括支援センター)
TEL:0729-70-3100

介護保険サービス見込み量



各年度におけるサービス見込み量は、計画年度における要介護認定者数の推計を基本とし、これまでの給付実績や介護サービスに関するアンケート結果等をもとに見込みました。

居宅サービス

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護	119,706回	123,906回	127,671回
訪問入浴介護	684回	732回	756回
訪問看護	10,332回	10,825回	10,927回
訪問リハビリテーション	198回	203回	209回
居宅療養管理指導	2,004人	2,100人	2,160人
通所介護	45,074回	46,853回	48,267回
通所リハビリテーション	10,862回	11,192回	11,474回
短期入所生活介護	11,664日	11,896日	11,958日
短期入所療養介護	2,318日	2,432日	2,522日
特定施設入居者生活介護	288人	912人	936人
福祉用具貸与	6,164人	6,366人	6,445人
特定福祉用具販売	372人	384人	408人

施設サービス

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	2,832人	2,880人	2,676人
介護老人保健施設	1,632人	1,668人	1,680人
介護療養型医療施設	876人	924人	972人

地域密着型サービス

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
夜間対応型訪問介護	444人	456人	444人
認知症対応型通所介護	432人	420人	420人
小規模多機能型居宅介護	312人	312人	612人
認知症対応型共同生活介護	756人	876人	1,020人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	348人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	348人

柏原市の介護保険料（平成18年度～平成20年度）



高齢者人口や要介護認定者数、必要となる介護サービスの量などを推計し、平成18年度から平成20年度までの介護保険のサービス全体の給付費を算出した結果、以下のとおりとなりました。

■標準給付費の見込み

第3期介護保険事業計画期間 平成18～20年度	
居宅サービス	4,478,194,751円
施設サービス	4,385,040,000円
地域密着型サービス	1,027,379,486円
介護予防サービス	463,967,478円
介護予防地域密着型サービス	14,806,638円
特定入所者介護サービス費	381,606,000円
高額介護サービス費	135,309,008円
審査支払手数料	13,455,715円
標準給付費見込額合計	10,899,759,076円

所得段階別保険料



保険料の所得段階は被保険者の負担能力を勘案し所得段階に応じ5段階に区分されていましたが、従来の第2段階をさらに分割し、所得の低い方の負担を抑えることとしました。

所得段階	対象者	乗率	年額保険料	月額換算保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税	0.5	29,133円	2,428円
第2段階	世帯全員が住民税非課税（本人の課税対象となる公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下）	0.5	29,133円	2,428円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階及び第2段階以外の方	0.75	43,700円	3,642円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に課税者がいる場合	1.0	58,266円	4,856円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.25	72,832円	6,069円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	1.5	87,399円	7,283円

保 健 サ ー ビ ス



老人保健事業はその目的を疾病の予防等の保健事業を総合的に実施し、市民の保健の向上を図ることを目的としています。

平成18年度以降、65歳以上の高齢者について「健康診査」及び「健康手帳の交

付」は従来どおり老人保健事業により実施しますが、「健康教育」「健康相談」「機能訓練」「訪問指導」は地域支援事業(介護予防事業等)において介護予防の観点から実施します。

福 祉 サ ー ビ ス



平成18年度以降、従来の福祉サービスのうち介護予防を目的とする事業は地域支援事業として新たな枠組みの中で実施されます。

今後は介護保険サービスや地域支援事業では補えない福祉サービスの提供を本市独自の施策でもって事業を展開し福祉の増進に努めます。

生活安全支援用具給付

福祉理容助成

高齢者福祉電話設置

シルバーヘルススポーツ講習会

高齢者等住宅改造助成

養護老人ホーム

ケアハウス

最高齢者長寿訪問

老人クラブ連合会補助

高齢者福祉金給付

シルバー人材センター運営補助

高齢者寝具乾燥サービス

緊急通報システム

老人大学講座

世代間交流活動振興

在宅介護支援センター

老人福祉センター

老人福祉大会

単位老人クラブ活動補助

友愛訪問活動補助

寝たきり見舞金

計画の円滑な実施を図るための方策と計画の推進体制



① 適切な要介護認定の推進について

② サービス供給量・必要量確保の方策

③ 人材育成

④ 事業者の評価

⑤ 周知・広報の充実と情報公開

⑥ サービス事業者への指導・助言

⑦ 介護給付費適正化について

⑧ 権利擁護・虐待防止及び介護サービス等の苦情相談体制

⑨ 地域リハビリテーションの推進

⑩ 高齢者セーフティネットの整備

⑪ 低所得者対策

⑫ 庁内部局間の連携

⑬ 地域関係団体との連携



発行：柏原市 健康福祉部
高齢介護課 健康福祉課
〒582-8555
柏原市安堂町1番55号
TEL/0729-72-1501(代)